

五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員一般
選挙時における投票時間の見直し計画（案）

令和 年 月

五所川原市選挙管理委員会

1 趣旨

当委員会では、これまで五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員一般選挙の投票時間を午前 7 時から午後 8 時（市浦地域は午後 7 時）までとしてきました。近年では期日前投票制度が定着してきており全投票者の半数以上が利用していることや、県内近隣市町村において投票時間の繰り上げを実施している市町村が増えてきている状況であるため、令和 8 年 6 月執行予定の五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員補欠選挙時から投票時間を 2 時間繰り上げ午後 6 時（市浦地域は 3 時間繰り上げ午後 5 時）とするものです。

当日投票時間（現行）	→	当日投票時間（繰り上げ後）
午前 7 時～午後 8 時（市浦地域午後 7 時）		午前 7 時～午後 6 時（市浦地域午後 5 時）

2 近年の当市の選挙における当日投票の時間別投票状況（※）

選挙名	当日時間別投票者数			当日投票者数	投票総数	不在者投票者数	期日前投票者数	全投票者に対する期日前投票者の割合
	午前 7 時～ 午後 6 時	午後 6 時～ 午後 7 時	午後 7 時～ 午後 8 時					
R7.7.20 参院選	8,714 人 (89.05%)	730 人 (7.46%)	342 人 (3.49%)	9,786 人	23,177 人	225 人	13,166 人	56.81%
R6.10.27 衆院選	10,525 人 (93.06%)	562 人 (4.97%)	223 人 (1.97%)	11,310 人	23,171 人	265 人	11,596 人	50.05%
R5.6.4 知事選	11,134 人 (91.57%)	676 人 (5.56%)	349 人 (2.87%)	12,159 人	27,253 人	237 人	14,857 人	54.52%
R5.1.22 市議選	12,050 人 (89.77%)	1,160 人 (8.64%)	214 人 (1.59%)	13,424 人	28,404 人	325 人	14,655 人	51.59%
R4.7.10 参院選	10,022 人 (89.63%)	1,016 人 (9.09%)	143 人 (1.28%)	11,181 人	22,706 人	332 人	11,193 人	49.30%
R4.6.19 市長選	14,603 人 (92.18%)	1,089 人 (6.87%)	150 人 (0.95%)	15,842 人	29,557 人	343 人	13,372 人	45.24%

※当日時間別投票者数の下のカッコ内は当日投票者数に対する割合

（当日時間別投票者数については、各選挙の速報時間によって時間が午後 5 時及び午後 7 時 30 分となっている場合があります。）

3 実施理由及び効果

- ①期日前投票制度が定着し、投票者の半数以上が期日前投票制度を利用しています。
- ②当日投票の午後 6 時から午後 8 時までの投票者数は少ないため、午後 6 時までに 2 時間繰り上げても選挙人の投票に支障を来さないものと考えられます。
- ③投票管理者及び投票立会人の負担軽減
- ④投票事務従事者の負担軽減及び人件費の削減
- ⑤開票管理者及び開票立会人並びに開票事務従事者の負担軽減

4 県内市町村の状況

令和7年7月20日の参議院議員通常選挙では、県内17市町村において一部の投票所の投票時間の繰り上げを実施しております。また、近隣の市町村では、市町村長選挙及び市町村議会議員選挙について、全ての投票所又は一部の投票所において投票時間の2時間繰り上げを実施している市町村が増えてきております。(令和7年7月20日時点)

5 投票時間繰り上げにあたっての考え方

今回は令和8年6月執行予定の五所川原市長選挙及び五所川原市議会議員補欠選挙に向けての投票時間の2時間繰り上げ(市浦地域は3時間繰り上げ)とし、今後の五所川原市議会議員一般選挙においても実施していくこととします。

期日前投票の投票時間は、現行どおり午前8時30分から午後8時までとします。(ただし第4期日前投票所「ELM 又はつがる克雪ドーム」においては午前10時から午後8時までとします。)

【参考法令】

◆公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。